

証券コード 4240
2020年6月5日

株 主 各 位

大阪府東大阪市洪川町4丁目5番28号
クラスターテクノロジー株式会社
代表取締役社長 安達 良紀

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2020年6月25日（木曜日）午後5時までには到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）より2020年6月25日（木曜日）午後5時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時 受付開始 午前9時半
2. 場 所 大阪府大阪市都島区中野町5丁目12番30号
大阪リバーサイドホテル バンケット5B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報告事項 第29期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権の行使等に関する事項

- (1) 議決権行使書により議決権を行使される際に、議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として取り扱います。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを株主様の意思表示として取り扱います。
- (4) 議決権の具体的な行使方法につきましては、3ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cluster-tech.co.jp>) に掲載させていただきます。

【議決権の行使についてのご案内】

- ◎当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
- ◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使書郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

【インターネットによる方法】

1. パソコン、スマートフォンを用いる場合

- (1) 「議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>)」にアクセスしてください。
- (2) 議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧ください、議決権行使コード及びパスワードを入力してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

2. 「スマート行使」による場合

- (1) 同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォン又はタブレット端末で読み取ってください。
- (2) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

なお、インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
株主名簿管理人 : 東京証券代行株式会社
電 話 : 0120-88-0768 (フリーダイヤル)
受 付 時 間 : 午前9時～午後9時

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、アメリカと中国の貿易摩擦による中国経済の低迷の影響に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界経済の急激な落ち込みが進行しております。

製造業においても、中国の最終需要が落ち込んでおり、世界的に広がった新型コロナウイルスのパンデミックに終息の見通しが立たない状況にあり、景況感が大幅に悪化しております。

このような状況のもと、当社は、事業方針「高精度・高機能に特化した樹脂製品の提供」と期初に掲げた「対処すべき課題」の具体的な施策である、① 当社の強みを活かした営業力の強化、② 顧客提案力の向上と開発効率の向上、③ 生産力の強化と人材育成を引き続き推進してまいりました。

ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業での取組みとしましては、大手エレクトロニクス機器メーカーなどに機能性素子部品を継続的に提供するとともに、「対処すべき課題」の具体的な施策である「当社の強みを活かした営業力の強化」により機能性部品で培った強み・特徴を活かし、他市場・他分野（産業用機器、OA機器やレジャー関連分野等）への水平展開を推進してまいりました。その結果、映像機器分野に重点を置いていた売上構成が多角化したしました。

映像機器分野においては、デジタルカメラ需要は依然として低下傾向にありますが、高付加価値用途に採用されている製品群は堅調であり、同分野の売上は横ばいとなりました。

産業機器分野、OA機器分野においては、アメリカと中国の貿易摩擦の激化により、既存製品の売上が落ち込み、量産を見込んでいた新規案件にも影響が及びました。

レジャー分野の売上においては、引き続き順調に推移しており、全体の売上の伸び悩みをカバーすることができました。

なお、前事業年度まで順調に推移していた金型の売上は、当初、量産を見込んでいた新規案件の影響により伸び悩みました。

パルスインジェクター®（以下、PIJという）は、展示会や技術紹介の専門サイトなどを通じた積極的なアプローチにより、大学研究室及び各企業の研究・

開発部門に対するフォローアップを強化しており、継続的なユーザーの需要を中心とした販売は順調に推移しました。しかしながら、ユーザーの研究開発費は圧縮の傾向にあり新規の装置受注は振るわず、売上は伸び悩みました。

マクロ・テクノロジー関連事業につきましては、高圧受配電盤などの電気設備のメンテナンス需要が重なり、碍子などの成形品及び機能性樹脂成形材料（エポハード®）とともに需要は堅調に推移しており、売上は増加いたしました。

高耐熱性・高熱伝導性・低温硬化などの固形封止材「エポクラスター®クーリエ」につきましては、引き続き半導体デバイスメーカーや産業機器メーカーなどへサンプル供給しながら事業を展開・推進しております。また、レジャー関連分野の製品においては、量産へ移行しており、売上に貢献しております。

以上の結果、当事業年度の全社の業績は売上高835百万円（前年同期比0.0%増）、売上総利益299百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益26百万円（前年同期比6.5%増）、経常利益29百万円（前年同期比7.6%増）、当期純利益20百万円（前年同期比2.8%減）となりました。

当事業年度のセグメントの業績は次のとおりであります。

ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業につきましては、機能性樹脂複合材料及び機能性精密成形品並びにP I J関連製品の売上高は629百万円（前年同期比0.0%増）、セグメント利益は262百万円（前年同期比5.1%増）となりました。

マクロ・テクノロジー関連事業につきましては、機能性樹脂複合材料、樹脂成形碍子及び金型・部品の売上高は203百万円（前年同期比2.8%増）、セグメント利益は35百万円（前年同期比6.5%増）となりました。

その他事業につきましては、医療薬品容器の異物検査事業などにより、売上高は3百万円（前年同期比62.5%減）、セグメント利益は1百万円（前年同期比69.0%減）となりました。

このような状況下において、当社は、当事業年度においても、「対処すべき課題」の具体的な施策を推進し、営業損益は3期連続して黒字となりました。

今後は、顧客ニーズと当社の存在価値の共有化ができる分野に受注案件をより集中させるとともに、当社の強みを顧客の付加価値向上と当社の利益向上に繋げていく施策を積極的に推進してまいります。

なお、当事業年度の配当につきましては、経営体制及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、誠に遺憾ながら配当を見送らせていただくことといたします。

②設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は34百万円でした。主なものは、関西工場の設備更新と関東工場の自動化設備の新規購入です。

③資金調達の状況

該当事項は、ありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2017年3月期)	第 27 期 (2018年3月期)	第 28 期 (2019年3月期)	第 29 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	674,571	743,402	835,377	835,661
当期純利益又は当期純損失 (千円)	△59,323	41,160	20,907	20,324
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	△10.42	7.23	3.67	3.57
総 資 産 (千円)	1,319,640	1,370,174	1,393,747	1,411,281
純 資 産 (千円)	1,205,453	1,246,588	1,267,448	1,287,773
1株当たり純資産額 (円)	211.75	218.98	222.65	226.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 数値中の△はマイナスを表しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、当事業年度においても、黒字経営持続による経営の安定化のため、「対処すべき課題」の具体的な施策を推進し、営業損益は3期連続して黒字となりました。

今後は、顧客ニーズと当社の存在価値の共有化ができる分野に受注案件をより集中させるとともに、当社の強みを顧客の付加価値向上と当社の利益向上に繋げていく施策を積極的に推進してまいります。

① 新規開拓に向けた営業力の強化

機能性精密成形品で培った強み・特徴を活かし、これまでの産業機器、レジャーに加えて、ロボット、センサ、通信、医療などの他市場・他分野へ新規顧客開拓のためのアプローチを強化する。

② 顧客提案力の向上と新規開拓に向けた商品開発

開発、生産技術、営業が一体となって顧客への付加価値を追求し、今後の柱を作る変革的な商品の開発に努める。

③ 生産力の強化と人材育成

売上高の増加に伴う生産力の強化として、原価情報をより正確に抽出し、原価分析に基づき工程の自動化、効率化、多能工化をより積極的に進めるとともに、人員の増強及び次代を担うリーダーの育成を図る。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業、マクロ・テクノロジー関連事業及びその他事業を行っており、各事業内容は以下のとおりであります。

① ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

機能性精密成形品及び機能性樹脂複合材料、固形封止材、微細加工部品、P I J 機器の製造販売を行っております。

② マクロ・テクノロジー関連事業

樹脂成形碍子、機能性樹脂複合材料などの製造販売を行っております。

③ その他事業

関東工場のクリーンルーム施設及び精密検査の技術を活用した医療薬品の容器の異物検査及び精密部品の組立などを行っております。

(5) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

本 社	大阪府東大阪市洪川町4丁目5番28号
関 東 工 場	茨城県久慈郡大子町大字浅川1212番地
東 日 本 営 業 所	茨城県久慈郡大子町大字浅川1212番地

(6) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
68名	2名減	42.1歳	11.6年

(注) 従業員数は、就業員数であります。

(7) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式総数 5,692,800株
- (3) 株主数 3,386名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
河野 信夫	265,200	4.65
安達 良紀	235,800	4.14
関 誠	204,000	3.58
小西 恭彦	202,000	3.54
大熊 崇	178,900	3.14
安達 俊彦	165,000	2.89
auカブコム証券	125,700	2.20
佐野 貞彦	90,500	1.58
長瀬産業株式会社	80,000	1.40
安達 稔	70,000	1.22

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式数160株を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	安達 稔	
代表取締役社長	安達 良紀	開発本部長・製造第1本部長
取締役	藤田 雅之	営業・マーケティング本部長 製造第2本部長
取締役	駒井 幸三	管理本部長
取締役(常勤監査等委員)	魚田 昌孝	
取締役(監査等委員)	松本 茂	弁護士・税理士
取締役(監査等委員)	酒井 正輔	中小企業診断士

- (注) 1. 監査等委員である取締役魚田昌孝氏、松本茂氏、酒井正輔氏は社外取締役であります。
 2. 情報収集や監査活動を日常的に行えるため、常勤の監査等委員を選定しております。
 3. 監査等委員である取締役魚田昌孝氏は、長年にわたり金融機関に勤務された経歴を持ち財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 当社は、監査等委員である取締役魚田昌孝氏、松本茂氏、酒井正輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び取締役(監査等委員)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できるよう定款に定めております。これに基づいて、すべての取締役(監査等委員)との間に、法令が規定する最低限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (0名)	39百万円 (1百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	6百万円 (6百万円)
合計	7名	45百万円

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第25期定時株主総会において年額1億円以内(ただし、従業員分給与は含まない。)と決議いただいております。
 2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第25期定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該兼務先との関係
取締役（監査等委員）松本茂氏は、松本茂法律事務所の代表を兼務しております。
取締役（監査等委員）酒井正輔氏は、中小企業診断士事務所の代表を兼務しております。
当社は、上記のすべての兼務先との間に特別な利害関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ 取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏名	取締役会 (14回開催)		監査等委員会 (13回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 (常勤監査等委員)	魚 田 昌 孝	14回	100%	13回	100%
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 本 茂	14	100	13	100
取 締 役 (監 査 等 委 員)	酒 井 正 輔	14	100	13	100

ロ 取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役（監査等委員）魚田昌孝氏、取締役（監査等委員）松本茂氏及び取締役（監査等委員）酒井正輔氏は、主に当社の事業に関する知見及び経営全般に関する見識を有する監査等委員としての発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 EY新日本有限責任監査法人
(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	12,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査方法・監査内容を検討し、監査計画における監査時間及び監査報酬並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- (4) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合などその必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し(会社法第399条の2第3項第2号)、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項、第2項、第5項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保する体制」について随時、取締役会で協議し決議しておりますが、決議内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として毎月開催して重要な業務執行に関する意思決定を行っており、監査等委員は取締役会に出席して業務執行取締役に対する監査・監督機能を果たす体制を構築しています。

法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であるとの認識のもと、コンプライアンスを各取締役自らが積極的に推進し、監査等委員がこれを監査・監督します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、適用ある法令及び社内規程に従って適正に行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に関連するリスクについて、毎期経営計画に反映させて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図ります。

具体的には、各取締役は自らの職務分掌範囲のリスク管理について責任を負うとともに、監査等委員も出席して毎月開催する経営会議の中でリスクに関する報告を行い、必要に応じて対応策について検討を行います。

さらに、自然災害などの非常事態による当社の事業継続リスクに備えて管理体制（BCMS）を構築しており、これを維持します。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画において毎期、会社の基本方針・計画を定め、これを軸として計画・実施・統制・評価の全社的なマネジメントサイクルを展開します。

各本部は、経営会議において、各本部の職務の進捗状況を取締役に報告し、職務執行の効率化を含めた継続的改善を目指してマネジメントサイクルを実践します。

- ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを教育します。そして、主管部門が中心となって職務の執行における適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、その運用は内部統制監査の仕組みの中で検出し、改善を進めます。
各本部の業務が法令・定款に適合していることを確認するために、代表取締役が、監査等委員、会計監査人と連携して定期的に内部監査室により適法性の判断を含む内部監査を実施します。
- ⑥ 監査等委員がその職務の遂行を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
監査等委員会の意見を尊重し、内部監査室が監査等委員の要望に沿って監査等委員の職務の遂行を補助します。
- ⑦ 監査等委員の職務の遂行を補助すべき従業員の取締役からの独立性並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員の職務の遂行を補助すべき従業員の任命・異動については、取締役の指揮命令からの独立性を確保します。
- ⑧ 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
法令の定めによるもののほか、重要な会議に監査等委員が出席し、内部通報規程の適切な運用などにより、報告者が不利な扱いを受けないことを含めた適切に報告するための体制を維持します。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理します。監査等委員は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、取締役管理本部長に事前通知します。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行い、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握し、必要と認めれば是正を勧告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査等委員への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査等委員及び全ての従業員がその重要性を共有するとともに、重要なリスクについては経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

- ① 主な会議の開催状況としましては、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役である監査等委員が全てに出席しました。その他、監査等委員会は13回、経営会議は12回開催いたしました。
- ② 各監査等委員は、代表取締役及び他の取締役を監査し、内部監査室及び会計監査人と密接に連携して監査等委員監査を実施し、代表取締役及び他の取締役を監督しました。
- ③ 内部監査室は各本部の業務が法令・定款に適合していることを確認するために監査等委員、会計監査人と連携して定期的に内部監査を実施いたしました。
- ④ 内部統制推進室は、随時、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会にその内容を報告しました。
- ⑤ 情報セキュリティリスクの管理のため、社内ネットワークの設置や情報保存用媒体に制限を設けており、特にマイナンバーについては別途管理規程を定め、情報漏えいリスクの軽減に努めています。また、インサイダー取引防止については社内教育を継続して行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

当期の剰余金の配当につきましては、経営体制及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,036,573	流動負債	119,536
現金及び預金	780,865	買掛金	23,748
受取手形	23,526	未払金	32,116
売掛金	130,727	未払費用	14,987
商品及び製品	20,007	未払法人税等	10,926
仕掛品	41,719	未払消費税等	12,422
原材料及び貯蔵品	36,656	預り金	1,444
前払費用	2,189	賞与引当金	23,891
その他	881	固定負債	3,972
固定資産	374,707	長期未払金	3,972
有形固定資産	371,849	負債合計	123,508
建物	169,761	純 資 産 の 部	
機械及び装置	35,415	株主資本	1,287,773
土地	160,500	資本金	1,240,721
その他	6,172	資本剰余金	5,927
無形固定資産	2,465	資本準備金	5,927
ソフトウェア	2,239	利益剰余金	41,232
その他	225	その他利益剰余金	41,232
投資その他の資産	393	特別償却準備金	1,563
長期前払費用	308	繰越利益剰余金	39,668
その他	84	自己株式	△107
資産合計	1,411,281	純資産合計	1,287,773
		負債純資産合計	1,411,281

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		835,661
売 上 原 価		536,126
売 上 総 利 益		299,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		273,187
営 業 利 益		26,346
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	932	
売 電 収 入	1,724	
助 成 金 収 入	900	
そ の 他	261	3,819
営 業 外 費 用		
売 電 原 価	1,003	
そ の 他	4	1,007
経 常 利 益		29,158
税 引 前 当 期 純 利 益		29,158
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		8,834
当 期 純 利 益		20,324

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰 余 金		
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,240,721	5,927	5,927	19,874	1,032	20,907
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					20,324	20,324
特別償却準備金の取崩				△18,310	18,310	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△18,310	38,635	20,324
当 期 末 残 高	1,240,721	5,927	5,927	1,563	39,668	41,232

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△107	1,267,448	1,267,448
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		20,324	20,324
特別償却準備金の取崩		-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	20,324	20,324
当 期 末 残 高	△107	1,287,773	1,287,773

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	26～42年
機械及び装置	5～8年

② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、従来より事業年度末において貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 668,757千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	5,692,800	-		-		5,692,800

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 160株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

千円

繰越欠損金	135,923
減価償却限度超過額	83
賞与引当金	7,315
減損損失	70,136
長期未払金	2,949
未払事業税	1,612
その他	1,321
計	219,341
評価性引当額	△218,650
繰延税金資産合計	691

(繰延税金負債)

特別償却準備金	△691
繰延税金負債合計	△691
繰延税金資産の純額	-

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

余資については銀行預金等の安全性の高い金融資産で運用しています。資金調達については運転資金としての短期的な借入を除き、銀行借入等は当面行わない方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。与信リスクについては、当社の与信管理規程に従って、重要性に応じて取引先のモニタリングを行い、信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

③ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、43.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (注)1	時価 (注)1	差額
(1) 現金及び預金	780,865	780,865	-
(2) 受取手形	23,526	23,526	-
(3) 売掛金	130,727	130,727	-
(4) 買掛金	(23,748)	(23,748)	-

(注) 1. 負債に計上されているものについては()で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 売掛金

短期決済予定のため時価は帳簿価額と近似することから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金

短期決済予定のため時価は帳簿価額と近似することから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

金銭債権は、すべて1年以内に償還される予定であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 226円 22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円 57銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

クラスターテクノロジー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クラスターテクノロジー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

クラスターテクノロジー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 魚田昌孝 印

監査等委員 松本茂 印

監査等委員 酒井正輔 印

(注) 常勤監査等委員魚田昌孝、監査等委員松本茂、監査等委員酒井正輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	あ だち よし のり 安 達 良 紀 (1971年7月16日生)	1994年4月 東神電気㈱入社 1997年4月 当社入社 2007年4月 開発本部長（現任） 2007年6月 取締役就任 2014年7月 代表取締役専務就任 2014年10月 製造第2本部長 2017年6月 製造第1本部長（現任） 2017年10月 代表取締役社長就任（現任）	235,800株
2	ふじ た まさ ゆき 藤 田 雅 之 (1961年1月10日生)	1979年4月 日本専売公社入社 1992年1月 当社入社 2004年4月 関東工場長 2004年11月 取締役就任（現任） 2005年4月 製造本部長 2008年10月 製造第2本部長 2014年10月 営業・マーケティング本部長 (新市場開拓担当) 2016年4月 製造第2本部長 2018年4月 営業・マーケティング本部長（現任）	500株
3	こま い こう ぞう 駒 井 幸 三 (1958年10月13日生)	1981年4月 立花証券㈱入社 1994年9月 ソロス・グローバル・リサーチ 東京駐在員事務所入社 1995年6月 センチュリー証券㈱入社 1998年1月 ㈱タカトリ入社 2004年12月 同社代表取締役社長兼営業本部長 2013年6月 当社社外取締役就任 2017年6月 取締役管理本部長（現任）	200株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はありませんでした。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	うお た まき たか 魚田昌孝 (1945年2月1日生) 社外取締役 <在任年数：4年>	1967年4月 枚岡信用金庫入庫 1979年11月 合併により阪奈信用金庫 2004年6月 同金庫理事就任 2005年2月 合併により大阪東信用金庫 2005年2月 同金庫理事監査部担当 2006年7月 同金庫理事コンプライアンス部担当 2009年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社監査等委員就任（現任）	0株
2	まつ もと しげる 松本茂 (1952年2月14日生) 社外取締役 <在任年数：4年>	1985年4月 弁護士登録（現任） 1992年11月 税理士登録（現任） 2002年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社監査等委員就任（現任）	0株
3	ご とう し ろう 後藤史郎 (1955年6月26日) <新任>	1978年3月 安達新産業株式会社入社 2000年10月 当社入社 2008年4月 管理本部 管理部次長 2008年4月 内部監査室 室長	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 魚田昌孝氏は、大阪東信用金庫の理事の経歴を持ち、監査及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであり、その経験を当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

3. 松本茂氏は、弁護士及び税理士の資格を有し、直接会社経営に関与したことはありませんが、それぞれの経験を当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 後藤史郎氏は、前職より40年以上、総務、人事、経理の部門において実務を経験しており、当社の内部統制制度の設計を主導し、当社の管理業務に精通しております。

5. 魚田昌孝氏、松本茂氏現在、当社の社外取締役であり、また両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き独立役員となる予定であります。

6. 当社は、社外取締役との間で賠償責任を限定する契約を締結しており、その業務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに清友監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会がEY新日本有限責任監査法人に代えて清友監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の水準について、以前より他の監査法人と比較検討してまいりましたが、現会計監査人は上場以前の期間も含めると長期にわたること、また、監査報酬の改定に鑑み、その後任として新たに清友監査法人を会計監査人として選任するものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

名称	清友監査法人	
主たる事務所	京都市中京区六角通東洞院西入堂之前町254番地WEST18	
沿革	1983年6月	清友監査法人 設立(京都市上京区) 大阪事務所 設置
	1996年10月	東京事務所 設置
	2004年11月	本部事務所を中京区に移転
	2007年4月	上場会社監査事務所登録制度発足と同時に登録
	2013年6月	経営革新等支援機関に認定
概要	資本金	27百万円
	構成人員：公認会計士	23名 (うち代表社員10名・社員5名)
	公認会計士試験合格者	5名
	事務職員	2名
	合計	30名
	監査関与会社	60社
業務提携等	MGI-CPAAI (本部：イギリス)	

以上

